

新町地域に係る事業について

新町地域に係る事業一覧

頁	事業名	支所担当課
1 ~ 4	新町市営住宅（つくし団地）建替事業	建設課
5 ~ 6	新町クリーンステーション（仮称）整備事業について	市民課
7 ~ 8	新町農民研修センター取壊しについて	地域振興課
9 ~ 10	新町烏川運動場水洗トイレ建設事業	地域振興課

新町市営住宅(つくし団地)建替事業

<事業概要>

老朽化した住宅団地(10区2団地~8団地)を統合して、総合的な土地利用を行い、周辺と整合性のとれた住宅を整備する。

<全体計画>

鉄筋コンクリート壁式構造 4階建×3棟 72戸への建替

<年度別事業計画>

平成19年度 1号棟 24戸 3LDK×16戸 1LDK×8戸

平成20年度 2号棟 24戸 3LDK×16戸 1LDK×8戸

平成21年度 3号棟 24戸 3LDK×8戸 2LDK×12戸(内、1戸身障者対応)
1LDK×4戸

平成22年度 街路整備工事等

<特徴>

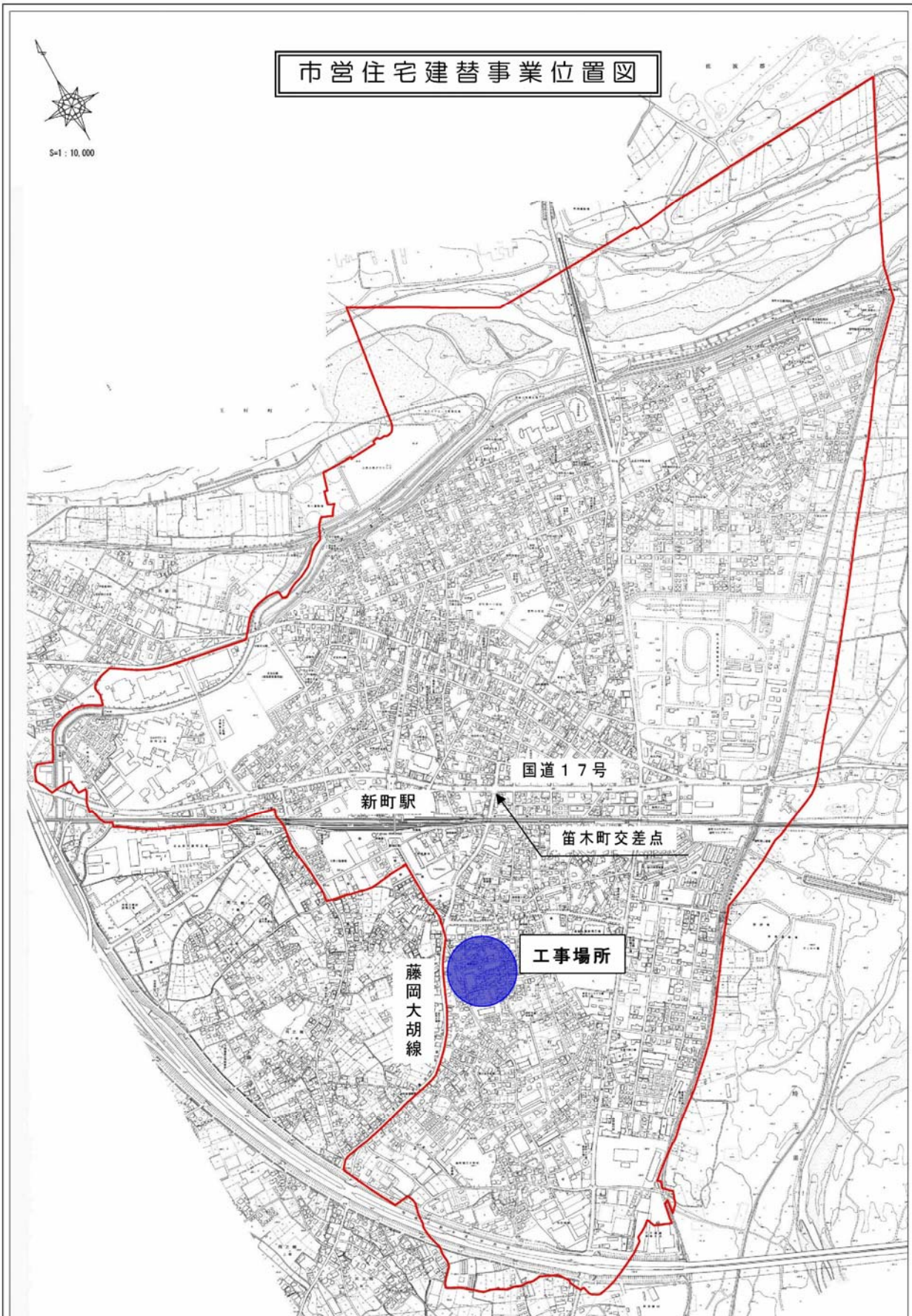
室内は段差を無くすと共に、手摺を設置するなどバリアフリー対応としている。
高齢者や子育て世帯にも配慮し、各棟にエレベーターを設置している。

<その他>

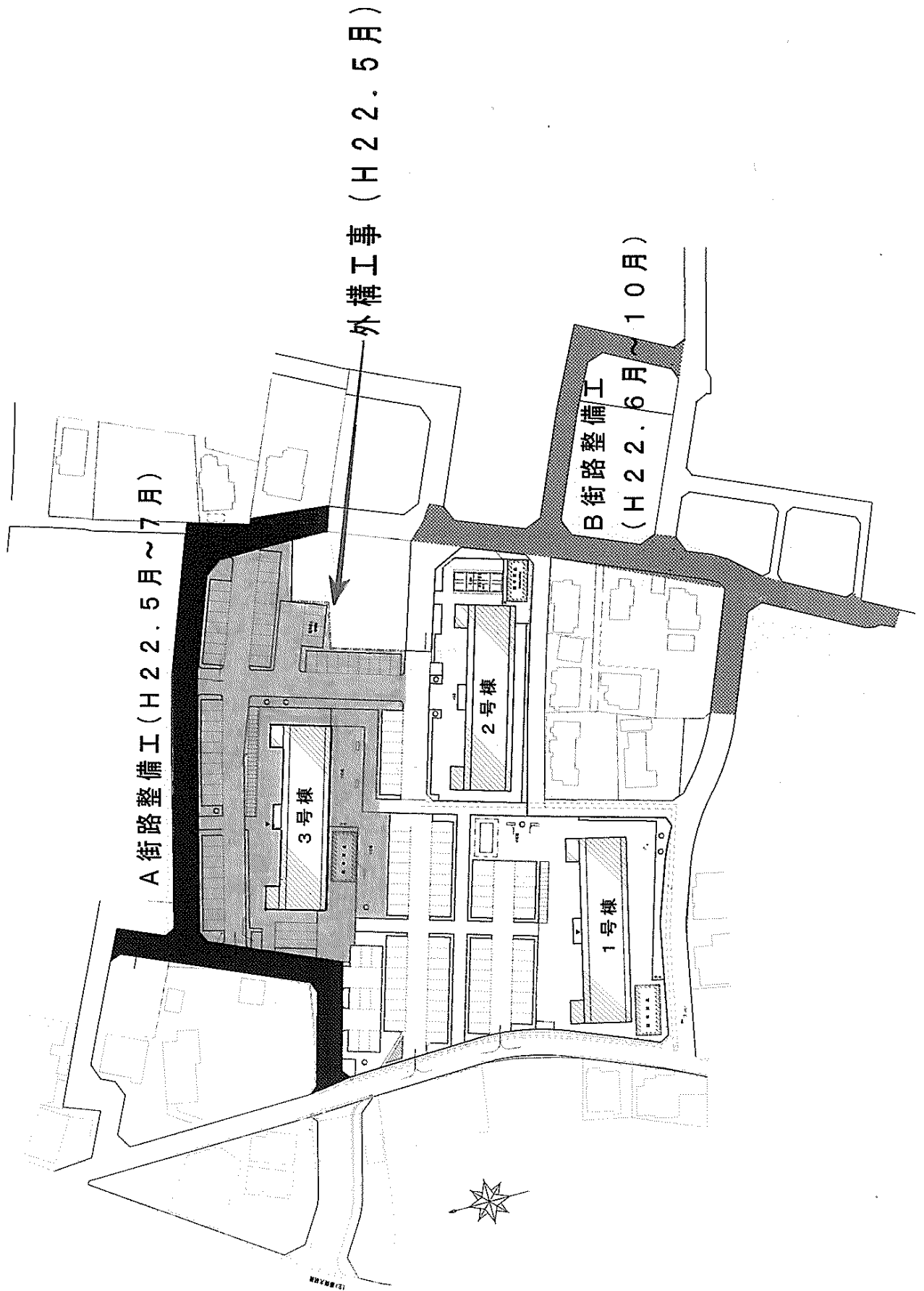
3号棟の入居予定は、平成22年7月を予定。



市営住宅建替事業位置図



新町つくし団地外構・街路整備予定図





1号棟



2号棟



3号棟

新町クリーンステーション(仮称)整備事業

<事業概要>

本整備事業は、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金」を活用し、平成14年11月末より焼却を休止している清掃センターの焼却炉等関連施設を解体し、解体後の跡地に、現有施設で行っている自己搬入による一般廃棄物の受け入れや、地域内のごみ集積所から収集運搬される資源物・不燃ごみの積み替え保管施設としての機能を備えた、クリーンステーション(仮称)を建設することにより、収集運搬の効率化や環境保全の向上等を図ることを目的に整備する。

<事業内容及び事業費> (高崎市循環型社会形成推進地域計画)

施設整備事業計画・設計事業	24,255千円(22~23年度)
施設整備事業(解体費含む)	311,000千円(23~24年度)

<年度別事業計画>

平成22年度 (18,040千円 当初予算)

- ・焼却炉等の解体設計
- ・新設されるストックヤードの規模、配置計画、業務内容等の検討。
- ・車庫棟等の解体工事(工事期間中の仮設のごみ受入れ施設設置のため)

平成23年度

- ・仮設のストックヤード整備
- ・焼却炉等の解体工事
- ・新規施設の実施設計

平成24年度

- ・新規施設の建設工事

<解体要領> (公害を出さない手立てについて)

解体は、鉄骨・鉄筋コンクリート造3階建ての焼却施設及び鉄骨造平屋建ての事務所、車庫棟を対象とする。

構築物の解体にあたっては、ダイオキシン類対策特別措置法など関係法令を遵守し計画的に事業推進するため、施工計画を含む解体設計を本年度に実施する。

解体の具体的な内容は、解体設計の結果を受け、厚生労働省で定める解体撤去手順に従い、作業労働者への「ばく露防止策」及び周辺環境への対策として、「ダイオキシン類の大気への飛散防止」、「洗浄廃水の回収」、「ダイオキシン汚染物質の適正処理」、「周辺環境の調査」など、事業者が講じなければならない措置を遵守するとともに、周辺住民には、工事の内容や安全対策を主な内容とした説明会を開催し、事業の周知を図っていく。

< 新町清掃センター処分までの経緯 >

「新町清掃センター」は昭和51～53年度の3ヵ年をかけ「新町駐屯地周辺ごみ処理施設設置助成事業」として旧防衛施設庁の補助金を受け整備する。

平成7年度には旧厚生省の補助金を受け「ごみ処理施設基幹的施設改良工事」を実施し、煙突を中心とした大規模な改修をおこなう。



現在の新町清掃センター

その後、国によりダイオキシンの排出規制が強化されることとなり、規制数値をクリアすることが困難となったため、ごみの焼却は他市町村へ委託することで、平成14年11月末日新町清掃センターの焼却炉を休止する。

平成18年1月23日高崎市と合併し、可燃ごみの焼却先は「高浜クリーンセンター」となり、安定した処理先が確保され、新町清掃センターの「焼却施設」としての役割は終了する。

しかし、「自己搬入ごみ」の受入の場としての機能は合併後、継続していく方向である。

また、ごみの収集運搬の側面からも、処理先である高浜クリーンセンターまでの片道がおよそ25kmあり、収集したごみを直接持ち込むには収集車の往復回数や使用台数が増え、二酸化炭素をはじめとする環境面、また費用面からも負担が大きくなる。

このため地域で収集された可燃ゴミ以外のごみは、一度新町清掃センターで大型車に積替えることで効率的に高浜クリーンセンターへと運搬されている。



市民等による自己搬入の様子



大型車への積み替え作業

このように効果的な施設であるが、国による廃焼却炉の円滑な解体の促進指導があり、煙突をはじめとする現老朽化施設に起因する事故・災害等が懸念されるため、現有施設の早急な解体と新たな施設整備が課題となっていた。

新町農民研修センター取壊しについて

< 事業概要 >

新町農民研修センターは昭和49年度、防衛施設庁（現防衛省）の補助金を受けて整備され、その利用にあたっては農業経営研修をはじめ多目的利用とされてきたところで、主に、地域（第7区）住民センターとしての利活用がなされてきましたが、整備から35年が経過した施設であることから、その老朽化は著しい状況でありました。

こうした状況を受け、また、旧新町では住民の生活・文化の向上と自らの地域社会の連帯感を醸成する場を提供するため、その活動拠点となる住民センターの整備を町内会ごとに進めてきたところであり、中でも、第7区住民センター整備につきましても、合併重点事業といたしまして引き継いできたところでもあります。

今般、第7区住民センターが完成いたしましたので、新町農民研修センターにつきましても取壊し、土地につきましても地主の方に返還をさせていただくものであります。

< 予 算 >

平成22年度（2,100千円 当初予算）

農業施設管理事業

（農作物養蚕対策費：6-1-4・15工事請負費）

< スケジュール >

6月：「高崎市農業研修センター設置及び管理に関する条例」
の一部改正（「新町農民研修センター」の廃止）

7月：解体工事入札・着工
（解体工事の設計については、平成21年度に実施済み）

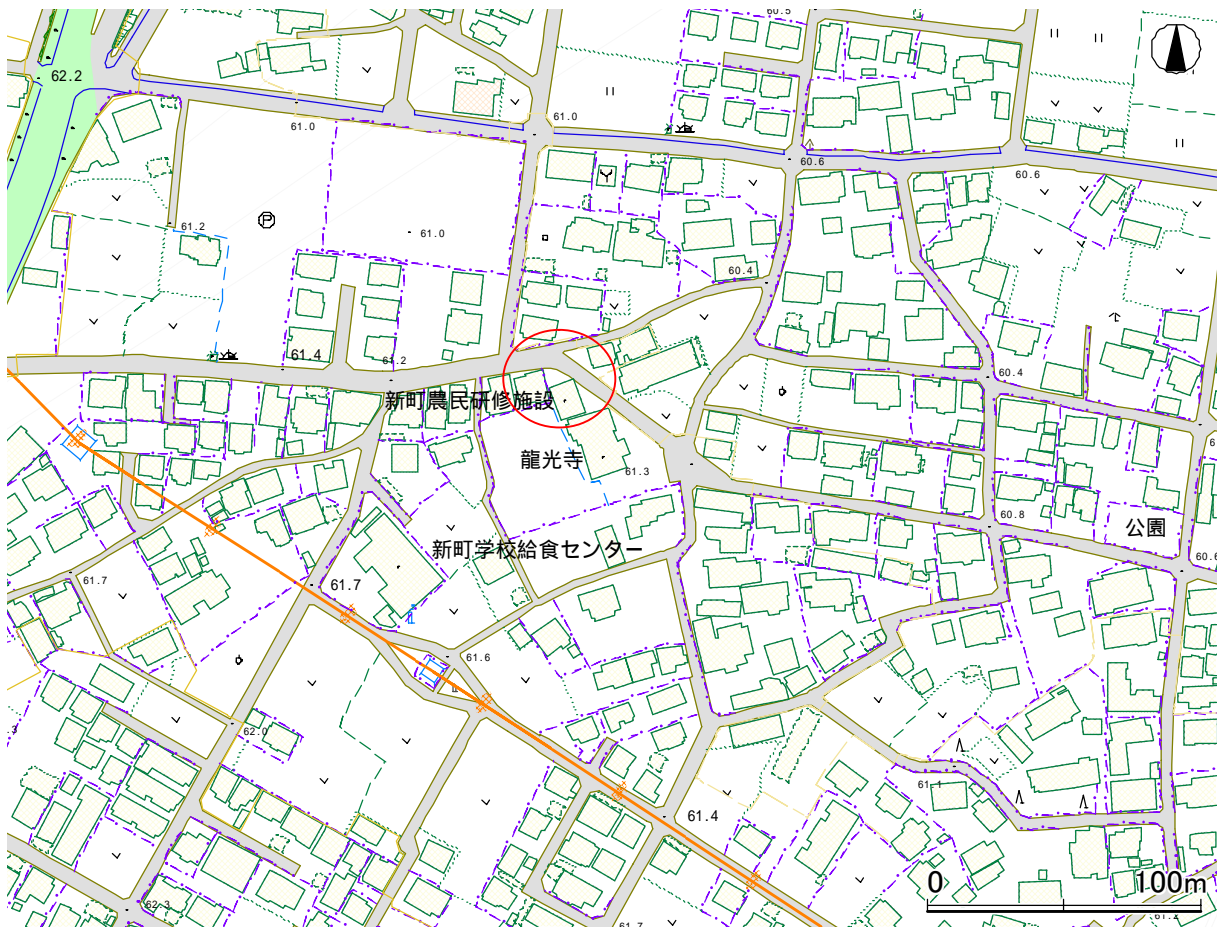
9月：工事完了、土地の返還

< そ の 他 >

本件施設の概要

(1) 竣 工	昭和50年3月10日（35年経過）
(2) 構 造	鉄骨造2階建
(3) 施設面積	1階：90.125㎡ 2階：90.125㎡ 計 180.25㎡ 用地面積 246.48㎡
(4) 部 屋	1階：農業経営及び技術研究室 58.39㎡ 2階：園芸研修室 22.26㎡ 養蚕研修室 23.58㎡ その他：便所、勝手等 76.02㎡
(5) 土地所有の状況	高崎市新町747番地 下出俊勝

新町農民研修センター



新町烏川運動場水洗トイレ建設事業

<事業概要>

烏川運動場は、昭和45年に整備され、少年野球やソフトボール、グラウンドゴルフ、ジョギングなど幅広く利用され、年間利用者は、2万人を超えております。

しかしながら、現在、設置されているトイレが汲取り式で、照明もなく、「暗い、汚い、臭い」といった状況であります。

以上のようなことから、グラウンド利用者の強い要望もあり水洗トイレを建設するものです。

<整備概要>

構 造 軽量鉄骨造（ユニット式）

工事概要

トイレ本体工事

男子トイレ 大1 小2

女子トイレ 大2

身障者用トイレ 1

マンホール式ポンプ場設置工事

汚水圧送ポンプ 2台

制御盤 1台

自動警報装置

電気配管

管渠布設工事

汚水圧送管工事

マンホールポンプ～橋梁添架（新栄橋）～流出先（公共下水道）

トイレ引込管工事

水道管引込配管工事

法面補強工事

圧送管布設に伴う堤防法面補強ブロック工事

<事業計画>

平成22年11月～平成23年3月

河川敷きでの工事となるため、湯水期に実施

新町烏川運動場水洗トイレ建設事業(配置図)

